



宮 監 公 表 第 12 号
平 成 30 年 2 月 21 日

宮 崎 市 監 査 委 員
宮 崎 市 監 査 委 員
宮 崎 市 監 査 委 員
宮 崎 市 監 査 委 員

梶 谷 欣 也
神 戸 洋 一
伊 地 知 義 友
日 高 あ き ひ



定期監査結果の公表について

地方自治法第199条の規定に基づく定期監査の結果を次のとおり公表します。

記

1 監査の対象

高岡総合支所(地域総務課、市民福祉課、農林水産課、建設課)の平成28年度及び平成29年4月1日から9月30日までの財務に関する事務の執行

2 監査の場所

監査室及び関係各課

3 監査の実施期間

平成29年12月11日から平成30年2月16日まで

4 監査の方法

高岡総合支所各課の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、関係帳簿及び書類の照合・確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し実施した。

5 監査の結果

- (1) 市民福祉課、農林水産課及び建設課については、適正かつ効率的に執行されていると認めた。また、地域総務課については、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認めしたが、次のとおり改善を要する事項(指摘事項)があった。今後、適正な事務の執行に努められたい。

(地域総務課)

- ①平成29年度の市外旅行(東京都:平成29年4月14日~16日)に係る概算払い旅費について、バック旅行(航空機)を利用したときには支出の証拠書類として領収書を添付して精算すべきところ、領収書が添付されていなかった。領収書の金額を確認したところ、4,700円の戻入が発生した。

- (2) 監査の過程において改善が望まれる事項が見受けられたので、以下のとおり意見を付す。

(農林水産課)

- ①多面的機能支払交付金の事務処理について、関係書類を十分に確認しないまま受理しているものが見受けられた。
交付申請書及び実績報告書は、交付金の適正かつ適切な交付及び執行を確認するためのものであり、審査(決裁)の過程において記載内容及び計数等の誤りがないか責任をもって確実に点検されたい。